

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の誰もが気軽に集まって交流を深め、身近な人と人との結びつきを強めていくことにより、住民主体の地域福祉活動への展開、その仕組みづくりへつなげることを目的として実施する、ふれあい・いきいきサロン事業（以下「サロン」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、開催する地域の住民とし、自治会等の地域の関係団体及び社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が協力し、サロンの推進を図るものとする。

(内容)

第3条 サロンの目的を達成するために、適した内容を、地域住民で話し合っ決めて決めるものとする。

(対象者)

第4条 サロンの対象者は、対象地域に暮らす住民とする。

(開催回数等)

第5条 サロンの実施回数は、年10回以上を原則とする。ただし、自治会や老人クラブ等の他の団体が開催する行事については、実施回数には含まないものとする。実施時間は、1回2時間以上を目安とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中において開始する場合の実施回数は、次の式により算出した回数以上とし、算出した回数に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

開始月を含む年度末までの残月数×(10月/12月)

3 前2項の規定にかかわらず、年度途中において諸事情により一時休止する場合は、その実施回数とする。

(サロンの実施場所)

第6条 サロンの実施場所は、参加対象者が歩いて参加できる範囲の公共施設や地域の公民館等とする。

(登録)

第7条 サロンを実施する者は、ふれあい・いきいきサロン登録カード（様式第1号）により、本会に活動内容等を登録するものとする。

2 前項の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会会長（以下「会長」という。）に届出するものとする。

(助成金の額)

第8条 サロンの運営に伴う助成金の額については、別表1に定めるものとする。

(助成の対象となる費用)

第9条 サロンの運営助成にあたり、その対象となる費用は、別表2に定める費用とする。

(助成金の申請等)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付申請書(様式第2号)に、ふれあい・いきいきサロン年間予定表(様式第2号の2。以下「年間予定表」とする。)を添えて、会長に提出するものとする。

2 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、助成金の交付が適正であると認めたときは、ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により交付の決定を通知するものとする。

3 助成金の交付決定を受けた者は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付請求書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

4 会長は、当該請求書で指定された振込先に助成金を送金した場合は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金送金書(様式第5号)により通知するものとする。

(変更申請)

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、事業年度の途中において、サロンの実施予定回数等が増加し、助成金の額が増額となる場合は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金変更交付申請書(様式第6号)に年間予定表を添えて会長に提出するものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の変更申請の場合に準用する。

(実績報告)

第12条 助成金の交付を受けた者は、サロン事業終了後速やかに、ふれあい・いきいきサロン事業実施報告書(様式第7号)及びふれあい・いきいきサロン活動内容報告書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の実績報告があった場合は、当該報告書を審査し、助成金の使途が適正であったかどうか等を、確認するものとする。

(助成金の返還)

第13条 会長は、前条の実績報告により助成金に余剰が生じていると認める場合は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金返還請求書(様式第9号)に基づき、助成金の返還を請求するものとする。

2 助成金の交付を受けた者は、前項の請求を受けた場合は、速やかに本会に返還しなければならない。

(保険)

第14条 本会は、サロンの実施にあたり、万一の事故に備えてふれあいサロン・社

協行事傷害補償等の保険に加入するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、サロン運営に関する必要な事項は、本会とサロンを実施する者が協議して決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(令和5年度における経過措置)

2 令和5年度における改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱の適用については、改正後の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第5条第1項中、「10回」とあるのは「8回」、「切り捨てる」とあるのは「切り上げる」、「10月」とあるのは「8月」と読み替えるものとする。

(2) 第8条に掲げる助成金の額については、別表2によることなく、以下の附則別表によるものとする。

附則別表（第8条関係）

区 分	金 額
サロンを年間8回以上実施する場合	年間 30,000円
サロンを年間18回以上実施する場合	年間 40,000円
第5条第2項及び第3項の規定によりサロンを実施し、年間の実施回数が8回未満の場合	サロン実施1回につき、3,750円

備考 この表において、実施回数は、ふれあい・いきいきサロン年間予定表（様式第2号の2）から算出する回数とする。

(3) 様式第2号及び様式第6号中の計算式は適用せず、前号の附則別表により算出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のふれあい・いきいきサロン事業実施要綱の規定により交付の決定を受けた助成金については、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱の規定により交付決定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

区 分	金 額
新たに立ち上げるサロン	立ち上げ準備金（10,000円）＋実施予定回数× 3,000円＝助成金交付額（限度額50,000円）
上記以外のサロン	100円×前年度の平均人数×実施予定回数＝助成金交付額（限度額50,000円）

備考

- この表において、実施予定回数は、ふれあい・いきいきサロン年間予定表（様式第2号の2）から算出する回数とする。
- 前年度の平均人数は、4月から12月の実績に基づいて算出するものとする。
- 前年度の平均人数に小数点以下が生じた場合は、これを繰り上げるものとする。

別表2（第9条関係）

	費 目	使 途
1	消耗品費	食料品、紙皿・コップ、文具、用紙等
2	通信運搬費	郵送料や宅配便代など
3	印刷製本費	チラシなどの印刷代やコピー代など
4	諸謝金	外部講師やアドバイザーなどへの謝礼など（※注1）
5	旅費交通費	外部講師の交通費や宿泊費の実費など（※注1）
6	賃借料	会議室や施設などの会場使用料など
7	器具備品費	概ね3年以上同じ状態で使用できるもの
8	その他	上記以外の費目 ただし、会長が必要と認めたものに限る（※注2）

※注1 外部への支払いのみ対象とする。ただし、会長が適当と認めた場合はその限りではない。

※注2 ボランティア活動保険の保険料は、サロン助成金からの支出対象外とする。

様式第3号（第10条関係）

瑞穂社協第 号
年 月 日

サロン名
代 表 者 様

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

会長 

ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付決定通知書

年 月 日申請のあった、 年度ふれあい・いきいきサロン
事業助成金については、 _____ 円を交付します。

つきましては、別紙「ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付請求書（様式第4
号）」を 年 月 日までに提出してください。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 様

サロン名

代表者名

㊟

ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付請求書

次のとおり助成金の交付を請求します。

_____ 円

ただし、 年度 ふれあい・いきいきサロン事業助成金として

（表面）

振込先

<預金通帳口座のコピーを貼りつけてください>

※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、名義人氏名（フリガナ）が分かるようにお願いします。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

サロン名
代 表 者 様

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

会長 印

ふれあい・いきいきサロン事業助成金送金書

先に、請求のありました 年度ふれあい・いきいきサロン事業助成金につきましては、 年 月 日に指定口座に送金いたしましたので通知します。

なお、事業完了後は下記のとおり事業報告書類を提出してください。

記

1. 送金額 _____ 円
2. 事業名 ふれあい・いきいきサロン事業
3. 事業報告書類
 - (1) ふれあい・いきいきサロン事業実施報告書（様式第7号）
 - (2) ふれあい・いきいきサロン活動内容報告書（様式第8号）

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 様

サロン名

代表者名

ふれあい・いきいきサロン事業助成金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けたふれあい・いきいきサロン事業助成金について下記のように追加変更申請します。

記

1. 既交付決定額 _____ 円

2. 変更後の申請額 _____ 円

3. 追加申請額 _____ 円

4. 事業の経費及び財源計画 (単位：円)

収 入		支 出	
サロン助成金			
合 計		合 計	

<計算式>

(1) 新たに立ち上げるサロン

立ち上げ準備金 実施予定回数 助成金交付額 (限度額50,000円)

10,000円 + 3,000円 × _____ 回 = _____ 円

(2) 上記以外のサロン

前年度の平均人数 実施予定回数 助成金交付額 (限度額50,000円)

100円 × _____ 人 × _____ 回 = _____ 円

<添付書類> ①変更後のふれあい・いきいきサロン年間予定表 (様式第2号の2)

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 様

サロン名

代表者名

ふれあい・いきいきサロン事業実施報告書

標記事業について、 年度の事業が終了しましたので下記のとおり実施の結果を報告します。

1. 収支決算状況

(単位：円)

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
サロン助成金			
合 計		合 計	

<計算式>

① 収入総額 - 支出総額 = 残額 (a)
_____ 円 _____ 円 _____ 円

② サロン助成金交付額 - サロン助成金支出総額 = 返還額 (b)
_____ 円 _____ 円 _____ 円

③ 残額 (a) - 返還額 (b) = 次年度繰越額
_____ 円 _____ 円 _____ 円

<添付書類>

- ① 「出納明細書」及び「請求書又は領収書の写し」 ②参加者出欠表

様式第8号（第12条関係）

ふれあい・いきいきサロン活動内容報告書 （ 年度）

サロン名		
活動日	参加者人数 <small>（ボランティアを含む）</small>	内 容
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

様

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会
会長 

ふれあい・いきいきサロン事業助成金返還請求書

年 月 日付け瑞穂社協第 号で交付された、 年度ふれあい・いきいきサロン事業助成金について、下記のとおり余剰金が生じたので、返還を請求いたします。

つきましては、 年 月 日までに返還くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 返還請求額 _____ 円

[交付額 _____ 円 - 事業完了後の支出総額 _____ 円]

2. 実施事業名 ふれあい・いきいきサロン事業

3. 返還先

※現金で返還の場合は、本会窓口までお越してください。

※口座振込の場合は、手数料の負担をお願いします。

ふりがな	
振込金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
ふりがな	
名義人氏名	